

野生鳥獣の肉における放射性核種の濃度測定結果について

R3.4.19

福島県自然保護課

1 今回の測定結果

県北地区のイノシシ2頭が基準値を超過しました。(検体数19)

2 これまでに規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村

○はH24.4.1以降調査で、基準値である100Bq/Kgを超えたもの
△はH24.3.31以前調査で、暫定規制値である500Bq/Kgを超えたもの

鳥獣の種類	規制値(基準値)超過の個体が確認された市町村	
イノシシ	今回	二本松市
	前回まで	福島市○△、二本松市○△、伊達市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、川俣町○△、大玉村○、郡山市○△、須賀川市○△、田村市○△、天栄村△、石川町○、古殿町○、平田村△、三春町○、白河市○△、棚倉町○△、塙町○、矢祭町△、西郷村○△、鮫川村○△、喜多方市○、磐梯町○、北塩原村○、西会津町○、猪苗代町○、会津坂下町○、柳津町○、相馬市○△、南相馬市○△、広野町○、檜葉町○、富岡町○、川内村△、葛尾村○、飯館村○、いわき市○△
ツキノワグマ	今回	—
	前回まで	福島市○△、伊達市○、二本松市○△、本宮市○、桑折町○、国見町○、大玉村○、郡山市○、須賀川市○、白河市○、西郷村○△、会津若松市○、喜多方市○、北塩原村○、磐梯町○、猪苗代町○、柳津町○、昭和村○、会津美里町○、下郷町○、南会津町○
キジ	今回	—
	前回まで	伊達市○、田村市○、相馬市○、南相馬市○
ヤマドリ	今回	検出せず
	前回まで	福島市○、二本松市○、伊達市○、国見町○、川俣町○、郡山市○、田村市○、白河市○、塙町○、相馬市○、南相馬市○、いわき市(久之浜町)○△
カルガモ	今回	—
	前回まで	伊達市○、会津美里町○、南相馬市○、いわき市○
マガモ	今回	—
	前回まで	福島市○、いわき市○
コガモ	今回	—
	前回まで	なし
ニホンジカ	今回	—
	前回まで	西郷村△、檜枝岐村○、猪苗代町○、郡山市○、南会津町○
ノウサギ	今回	—
	前回まで	伊達市○、川俣町△、矢吹町○
<p>●県民への注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシの肉について、県内全域においては自家消費を控えるようお願いしています。 ・ツキノワグマの肉について、中通り(県北、県中、県南の地区)、会津(会津、南会津の地区)においては自家消費を控えるようお願いしています。 ・キジの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。 ・ヤマドリの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。 ・カルガモの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。 ・マガモの肉について、県北、いわき地区において自家消費を控えるようお願いしています。 ・ニホンジカの肉について、県中、県南、会津、南会津地区において自家消費を控えるようお願いしています。 ・ノウサギの肉について、県内全域において自家消費を控えるようお願いしています。 <p>上記以外についても、野生動物の自家消費は慎重な対応をお願いしています。</p>		

3 国からの指示の状況

- ・イノシシの肉の摂取制限
 - 県北地区(23/11/25～)、相双地区(23/11/9～)
- ・イノシシの肉の出荷制限
 - 中通り 県北地区(23/11/25～)
 - 県中、県南地区(23/12/2～)
 - 会津 会津、南会津地区(25/7/5～)
 - 浜通り 相双地区(23/11/9～)
 - いわき地区(23/12/2～)
- ・ツキノワグマの肉の出荷制限
 - 中通り 県北、県中、県南地区(23/12/2～)
 - 会津 会津、南会津地区(24/7/27～)
- ・キジの肉の出荷制限
 - 県内全域(25/1/30～)
- ・ヤマドリの肉の出荷制限
 - 県内全域(24/11/13～)
- ・カルガモの肉の出荷制限
 - 県内全域(25/1/30～)
- ・ノウサギの肉の出荷制限
 - 県内全域(25/1/30～)

4 今回の測定結果(鳥獣の種類別)

イノシシ

No.	方部	捕獲地点	メッシュ番号	捕獲月日	検査月日	核種濃度 (セシウム)Bq/kg
1	県北	福島市	-	R3.3.17	R3.4.19	24
2			-	R3.3.17	R3.4.19	78
3			B433	R3.3.18	R3.4.19	22
4			-	R3.3.30	R3.4.19	63
5		二本松市	B341	R3.3.17	R3.4.19	42
6			B342	R3.3.16	R3.4.19	220 *
7			B244	R3.3.19	R3.4.19	11
8			B244	R3.3.19	R3.4.19	20
9			B341	R3.3.22	R3.4.19	76
10			B244	R3.3.23	R3.4.19	53
11			B342	R3.3.24	R3.4.19	14
12			B341	R3.3.25	R3.4.19	120 *
13			-	R3.3.28	R3.4.19	17
14	県中	須賀川市	E734	R3.3.2	R3.4.19	50
15			E732	R3.3.4	R3.4.19	13
16			E732	R3.3.13	R3.4.19	41
17			E634	R3.3.19	R3.4.19	検出せず (6.0(134Cs)<5.7(137Cs)
18	県南	矢祭町	E231	R3.2.25	R3.4.19	20
19			E231	R3.3.1	R3.4.19	検出せず (7.3(134Cs)<7.3(137Cs)

*は、Cs(セシウム)2核種合計が食品衛生法における一般食品(肉)の国の新基準値100Bq/kgを
 超えているもの。
 メッシュ番号を記載した鳥獣保護区等位置図を、県自然保護課のホームページで公開しています。